

令和5年3月28日

南風原町議会
議長 赤嶺 奈津江 様

提出者	南風原町議会議員	大城 雅史	
賛成者	南風原町議会議員	玉城 陽平	
		石垣 大志	
		大城 勇太	
		新垣 善之	
		照屋 仁士	
		知念 富信	

南風原町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南風原町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行う必要があるため提案する。

南風原町議会基本条例の一部を改正する条例

南風原町議会基本条例(平成25年南風原町条例第38号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「南風原町個人情報保護条例(平成13年南風原町条例第18号)」を「南風原町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南風原町条例第○号)」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。